平成３０年（フ）第１７５号
仙台市太白区柳生２丁目１番地の４　富久コーポ302
債務者　駒井　里佐
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２０７号
仙台市青葉区木町通１丁目８番７―102号
債務者　相原　恵子（旧姓根岸）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２８号
福島市松川町字東長檀19番地の83
債務者　加藤　妙子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第３４号
福島市飯坂町字東坂下27番地の２　小林アパート１号棟101
債務者　横田　年男
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１１６号
福島県いわき市内郷御台境町六反田８番地の１
債務者　平沢　宏美
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第４９号
茨城県土浦市西根南３丁目４番６号　サンシティ南つくばＢ102
債務者　日景　千春（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第５９号
茨城県石岡市東大橋1651番地１　グリーンフィールドＢ201
債務者　村田　明正
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１号
茨城県守谷市松ケ丘１丁目33番地13　シティハイムウェスト202号、前住所茨城県筑西市丙334番地２　ベルハイム桜202
債務者　安西　孝
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
茨城県取手市新取手２丁目２番19―102号
債務者　中川　和子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
茨城県稲敷郡河内町田川162番地３
債務者　岡澤　浩
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
茨城県牛久市岡見町2733番地53（岡見荘202）
債務者　長谷川雅弘
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第７号
千葉県茂原市新小轡316番地７（サンハイツディズニーⅡ203）
債務者　佐藤　清和
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
千葉県茂原市法目2825番地３
債務者　森木　正人
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
千葉県茂原市本納2043番地３
債務者　宮本三枝子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
千葉県茂原市本納2043番地３
債務者　宮本　和哉
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
千葉県君津市笹917番地
債務者　本吉　正和
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第３１号
千葉県木更津市請西南４丁目13番地３
債務者　吉岡　富男
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部